

EPO が 2012 年版の審査ガイドラインを公表

2012 年 0 6 月 2 5 日
特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK
(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

2009 年 11 月 19 日付の EPO 長官の決定により、審査ガイドラインが Article 10(2) EPC に基づいて改正されました。2010 年版の審査ガイドラインは、complete "April 2010" edition of the Guidelines として公開されています。^{*1} なお、2010 年版の審査ガイドラインは 2010 年 4 月 1 日から適用されていました。

2010 年版の審査ガイドラインには、新規則や改正規則が、次の箇所に記載されています。

➤ **Rule 36 (分割出願)**

A-III, 14; A-IV, 1 to 1.3.3; A-VIII, 1.3; C-III, 7.10, 7.11.1 and 7.11.4; C-VI, 1.1.4, 3.4, 5.2, and 9.1.3

➤ **Rule 62a (複数の独立クレームが含まれている出願)**

B-III, 3.7, 3.10 and 3.11; B-IV, 2.1; B-VIII, 4 and 5; B-X, 3.1 and 8; B-XII, 7; C-III, 3.3; C-VI, 4.7, 5.2, 5.6 and 8.2

➤ **Rule 63 (不完全なサーチ)**

B-IV, 1.3; B-VIII, 3 and 5; C-II, 4.9; C-III, 4.1, 5 及び 6.3; C-IV, 2.2 and 4.1; C-VI, 4.7, 5.2, 5.6 and 8.2

➤ **Rule 64 (発明の単一性を満たさない場合のヨーロッパサーチレポート)**

B-VII, 1.2;

➤ **Rule 69 (公開に関する情報)**

A-VI, 2.1;

➤ **Rule 70a (拡張サーチレポートに対する応答)**

A-V, 2.1; A-VI, 2.1, 2.4, 2.5 and 3; B-XII, 1.2, 3.3, 3.9 and 9; C-III, 6.3, 7.10; C-IV, 2.2 and 4.1; C-VI, 1.1, 1.1.1, 3.2, 3.4 and 3.5; E-IX, 5.4 and 5.7;

^{*1} Link: <http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/guidelines.html>

➤ Rule 135 (Further processing)

A-III, 14; A-IV, 1.1.1.5; E-VIII, 2.1;

➤ Rule 137 (EP 特許出願の補正)

B-XII, 2, 2.2 and 9; C-VI, 2.1, 3.1 to 3.3, 3.5.1, 4.1, 4.7, 4.9, 5.2, 5.6, 5.7, 9.1.4 and 14.4;

(2-10) Rule 161 (EP 広域段階移行後の出願の補正)

A-VI, 2.4; A-VII, 7; C-III, 7.11; C-VI, 3.5.1 and 9.4; E-IX, 4a, 5.1 and 6.3.3.

➤ 進歩性について

C-IV, 11 (進歩性) が改正され、引用された審決の範囲は特に留意すべき。

【全 4 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.